

(様式第4号)

## 上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第12回 上田市行財政改革推進委員会
2	日時	平成21年11月5日(木) 午前10時から12時5分まで
3	会場	丸子地域自治センター3階 第1会議室
4	出席者	小池会長、宮沢副会長、斉藤委員、櫻井委員、塩入委員、西沢委員、堀内委員、三井委員、宮下委員、森田委員 【欠席】鬼頭委員、高橋委員、武井委員、田中委員、南雲委員
6	市出席者	金子行政改革推進室長、西澤係長、星野主査、市川主査
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成21年11月16日

### 協議事項等

#### 1 開 会 (行政改革推進室長)

#### 2 議事

##### (1) 前回の会議録の確認

(事務局) 前回の会議では、集中改革プランにおける教育委員会事務局体制改革の位置づけ等について確認いただくとともに、市長部局と教育委員会との役割分担見直しの方向性の案について御説明し、御意見、御質問をいただいた。

会議録の内容について、訂正があれば事務局に申し出ていただきたい。訂正後、ホームページに掲載する。

##### (2) 教育委員会事務局体制の改革について

(会長) 教育に長年たずさわっている人や、教育委員会の内部にいる人では見えないものもある。この審議会としては、そうした角度から提言や方向性を示せればと考えている。

(事務局) 教育委員会の体育課部門と市長部局の健康推進課部門の組織や事務分掌、所管施設等について説明

(委員) 各体育施設の収入はどうか。

(事務局) 後日、資料としてお出しする。

(委員) 昨年度の年間利用者数と収入の実績で。

(委員) 健康推進課部門については、産院事業会計や武石診療所特別会計があるが、教育委員会については、特別会計はないのか。

(事務局) 教育委員会が所管する特別会計はない。

(委員) 小児初期救急センターは、どこにあるのか。また、小児初期救急センター管理運営事業費における医師等謝礼とは何か。

(事務局) 長野病院の入口の横にある、長野病院が院内保育所として建設した施設を借りて設置しており、15歳までのお子さんを対象に、応急的な内科的診療を行っている。

医師等謝礼は、医師会から派遣してもらっている医師に対する報酬。

(委員) 患者は広域的に受け入れているのか。

(事務局) 上小圏域を対象としている。

(委員) 体育課部門の予算は、市長部局から教育委員会への補助金か。

また、これに対応する市長部局の予算はあるのか。

(委員) 教育委員会は独立した執行機関だが、もともと教育委員会自身の予算。

市長部局からの補助金という性質のものではない。

(委員) 体育課と健康推進課部門の当初予算を対比する資料が示されているが、両者の関連は。

(事務局) 教育委員会の体育課のスポーツ業務と市長部局の健康推進課の健康づくり業務について

重複する部分があるということを前回の委員会資料でお示した。

今回、それを予算面でお示しするために、体育課と健康推進課の当初予算を対比する資料としてお出しした。

健康づくり事業費におけるインターバル事業等、運動に関する事業について、体育課と健康推進課の業務の重複が大きいと考えている。

(委員) 業務に対する人員配置が適切かどうか疑問。

例えば、指定管理者制度を導入している体育施設の場合は、2、3人の職員で管理を行っているが、自然運動公園など直営で管理している施設については、多くの職員を配置している。理由は何か。

また、ひと・まち げんき担当は、多くの職員を抱えているが、計画立案のみ行い、具体的な事業は他の係に任せるということはできないのか。

中心市街地の学校のグラウンド等の体育施設は予約しにくかったり、手狭であるなど体育施設の充実度に差があるが、どのように考えているか。

(事務局) 自然運動公園の例では、夏季にプール監視員を交代で配置するなど、臨時職員を多く配置する必要がある。

ひと・まち げんき担当は、運動を通じた健康づくりを行うために、市長の意向で設置した組織であり、特に重点的に事業を行うために保健師の他に管理栄養士や健康運動指導士といった専門職員を配置して、個人のデータに応じた運動プログラムづくりなどを実施している。

体育施設については、ご意見としてお話を伺っておく。

(委員) 教育委員会事務局体制の改革については、いろいろなアプローチの仕方がある。

見直しの方向性は決まっていないが、同じような事業を拾い出して集約することで、効率的な組織ができるのではないかという漠然としたイメージはある。

健康推進課の業務は、昔の感覚で言えば保健のイメージ。

運動などを通じて積極的に健康づくりを行うために、ひと・まち げんき担当が設置されたということだが、業務内容としては体育課の業務に限りなく近づいてきているということか。

(事務局) 今まで、予防接種や健康診断、検診のように病気予防が中心だったが、病気にならないための健康的な体づくりを積極的に行っていこうというのが、ひと・まち げんき担当。運動による健康づくりという点で、業務の重複がある。

(委員) 運動で体力づくりを行うという面は、教育委員会の体育課の業務に重なってくる。

体育施設を利用する際に、体育団体が事前にスケジュールを押さえてしまうため、施設の予約が取りにくいという話をよく聞くが、議論の切り口として、利用者サービスが向上するような視点を入れた方がいいのでは。

(委員) 体育協会が先にスケジュールを入れてしまうのか。

(委員) 大会等のスケジュールが先に入れられてしまい、一般の利用者は残りの空いている日を並んで予約するような感じ。

(委員) インターネット予約は行っていないのか。

(事務局) 回線がつながりにくいなど、経費の割に効果がないということでやめてしまった。

(委員) 体育課や健康推進課で所管している施設について、同じ市の財産ということで、庁舎管理を担当している公有財産管理課で集中的に管理することはできないのか。

(委員) 市役所では、施設を建設する場合、担当した課で施設を建設して、ずっと管理していくという方式。

民間の感覚では、施設の設置目的の違いはあるにしろ、特定の部署で集中的に管理していくのが効率的。

今回の提言の一つのテーマとしても考えられる。

市長部局と教育委員会のそれぞれで施設を管理していくが、修繕にしろ、予算要求にし

る、いろいろなそごが生じているのでは。

上田市では、指定管理者制度の導入を進めているが、教育委員会の施設は直営が多いのは、市長部局から意見を言えないからか。

(事務局) 行政改革推進室でも事業仕分けで取り上げているが、体育施設の場合、まず、地域ごとに異なる使用料を統一することが必要。

(事務局) スポーツ部門における市長部局と教育委員会との役割分担見直しの論点について説明

(委員) 市民総合健康づくり計画や、今後策定予定のスポーツ振興計画と、総合計画との関係はどうか。

(事務局) 国が制定した健康増進法やスポーツ振興法では、地方自治体の役割として、それぞれの計画を策定し、事業に取り組むこととなっている。

総合計画は上田市におけるまちづくりの基本となる計画であり、健康づくり計画やスポーツ振興計画は、総合計画のそれぞれの部門における個別計画として、総合計画の下位に位置づけられる。

(委員) 総合計画という総括的な計画から説明するよりも、健康づくり計画やスポーツ振興計画のように個別の計画から説明した方が分かりやすいのでは。

総合計画は現状の組織体制を前提につくられている。

教育委員会事務局体制の改革の検討を行う上で、総合計画から議論に入ると、計画自体の構成にも波及してしまうのでは。

(事務局) 総合計画で言及している施設整備の課題など、体制の見直しにより解決できると考えられるものがあつたので、論点として提示した。

(委員) 教育委員会事務局体制の改革について議論する場合、ある程度焦点を絞らないと、市長部局全体の機構改革にも波及してしまい、議論がまとまらなくなるのではないか。

教育委員会事務局体制の改革に特化すべき。

(委員) 教育委員会の事務局体制を見直せば、当然、市長部局の組織にも触れざるを得ない。

そうでなければ無責任な提言になってしまう。

見直しの目的として事務局から論点が提示されているが、利用者サイドからの視点も含めて考えた方がいいのではないか。

(委員) それぞれの計画の推進と地域自治センターとの関係はどうか。

また、組織体制を見直した場合、それぞれの地域自治センターにおける業務は残るのか。

(事務局) 計画の策定については、地域自治センターの担当課の意見を聞いて、本庁の担当課を中心に行うが、地域ごとの計画の推進については、各地域自治センターの担当課で行う。

組織体制を見直した場合にも、地域における事業の実施は、各地域自治センターの担当課が中心となって進める必要があると考えている。

(委員) 教育委員会の組織を見直してスリム化することは重要だが、地域内分権を進め、地域ごとにきめ細やかなサービスを行うためには、丸子・真田・武石にある教育事務所を統合・廃止してしまうのではなく、支所として残すことも必要では。

(事務局) 組織体制の見直しは必要だが、市民サービスの利便性を損なうようなことはやるべきではないと考えている。

(委員) 教育はきめ細やかなサービスが必要。

上田市は広いので、組織を統一しても、各地域に支所のような窓口は必要。

(委員) この委員会で以前に提出した提言書の中で、教育事務所業務の指揮命令系統の統一を目指した組織再編にも触れているが、教育委員会事務局体制の改革の中で、もう一度位置づける必要がある。

現在の教育事務所については、合併前の組織をそのまま引き継いだようなイメージ。

合併後の新たなステップとして見直す時期に来ているので、場合によってはそのまま残すということも考えられる。

今回の提言の中でも位置づけた方がいい。

(委員) 各地域の教育事務所で行っている業務は何か。

(事務局) 各地域の学校の管理や学校職員・児童生徒の保健や福利厚生、小中学校の転入学、学校教育の指導・助言など。

(委員) 現在の教育事務所については、合併前の組織をそのまま引き継いでいることから、新上田市として標準化すべき事務については、統一化すべきという考えで前回の提言を行った。不登校等、各地域で個別に対応できる組織を残すべきという考えから見れば、それを教育事務所で対応するか、新たな出先機関を設置して対応するかという議論は矛盾しない。

(委員) 見直しの方向はいいが、利用者が不便になったらおかしい。

(委員) 以前の提言では、ワンストップサービス化ということで、組織の効率化を行っても、利用者の窓口については削減しないという趣旨で提言している。

(委員) きめ細やかなサービスも必要だが、全市的に統一してサービス水準を引き上げることも必要。学校における情報化では、各地域で温度差がある。

### 3 次回の日程について

・11月20日(金) 午後3時から 上田市役所本庁舎6階 大会議室

### 4 閉会

\* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

\* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。